

第十九回国会 衆議院 法務委員会 議録 第三十九号

昭和二十九年四月十四日(水曜日)
午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 小林 錦君

理事 鎌治 良作君 理事 田嶋 好文君

理事 花村 四郎君 理事 高橋 禎一君

理事 井伊 誠一君

理事 富三君

理事 市郎君

理事 猪俣 三三君

理事 池田正之輔君

出席政府委員

國家地方警 齋藤 昇君

憲本部長官 三浦寅之助君

法務政務次官

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

専門員 小 貞一君

本日の会議に付した事件
外国人登録法の一部を改正する法律
案(内閣提出第四三三号)(参議院送付)
法務行政に関する件

○小林委員長 これより会議を開きま
す。

法務行政に関する件について調査を
進めます。本日は、かねて地方行政委
員会に連合審査会の開会を申し入れて
あります警察法案に現れました法務
行政に關連のある諸問題に重点を置い
て調査を進めたいと存じますから、さ
ようお含みの上御発言を願います。発
言の通告がありますから、順次これを
許します。林信雄君。

○林(信)委員 この警察法案につい
て、まず条文の順序に従いまして若干

のお尋ねをいたします。

その一つは、第八条すなわち國家公
安委員會の委員の任期の問題でありま
す。それは案に示されておりますよう
に、五年とするということが原則であ
りますが、その五年を適當であると思
はれた理由をお尋ねしたいと思ひ
ます。それをお尋ねせんとする理由は
四十条との關連でありまして、四十条
は、都道府縣公安委員會の委員の任期
を三年とすることが原則である旨の規
定であります。それにはさらに附則の
任期のことも關連して参りますが、こ
こには主として國家公安委員會の委員
の任期を五年とし、都道府縣公安委員
会の委員の任期を三年とすると、明瞭
に差等が表わしてあるものであります
が、これはどういふ理由なのでありま
すか。と申しますのは、むしろそれ
が、五年あるいは三年の任期を思いま
すとき、逆であることの方が適當では
ないか、実は私自身かように思ひから
であります。すなわち國家公安委員會
におきましては、その委員長は國務大
臣をもつてこれに充てることになつて
おるし、國家公安委員會は内閣總理
大臣の所轄のもとにあるのであります
から、内閣の更迭あるいはその國務大
臣の更迭の場合を思ひますと、任期
があまりに長期でありますことが、
公安委員會との關係においていたずら
なる混亂を見るような事態が想像せら
れるのであります。この点において
は、むしろ地方においてはさような關
係が薄いのでありますから、やや長期
でありますことが任務遂行に習熟せら

れ便宜があるが、國家公安委員會の場
合においてはその習熟の面はむしろ
考えられますが、内閣との關係にお
いて、あまり長期にわたることとは、あ
るいは内閣の都合によつて委員の更迭
を企図し、そのために無理な罷免等が
行われるというようなことがありま
す。國家のために喜ぶべき状態では
ない、かような混亂を避けることも予
想いたしました。むしろ、その任期の
終了を待つ期間の短い場合において
は、さようなことの懸念も少いかと思
ひます。さようなことも思ひながら、
この任期を五年あるいは三年とせられ
ました基本的な考え方についてお伺
いしてみたいと思ひのであります。

○齋藤(昇)政府委員 國家公安委員會
の委員の任期は五年でございます。こ
れは、都道府縣の公安委員會の委員の任期は
三年でありますことは、これは現行
法のまゝを踏襲したわけでございます
が、お尋ねのような、何ゆゑに中央
の方が五年で府縣の方が三年になつて
おるかという理由でございますが、現
行警察法制定の際に、國家公安委員會
の委員は五人、それから都道府縣、市
町村は三人、これが大體適當であらう
というので、さうに委員の数をきめ
られたのでございます。そこで任期を
どうしたいかといふ点であつたので
ございまして、まあある程度事務に
習熟をしていただくという關係から、
あまり短かきに失してもいかぬ、長き
に失してもまたどうであらうかといふ
ことから、まあ三年ないし五年といふ
ような程度が一般的に考へて適當では

なからうか。そこで委員の改選は、こ
れは同時に改選をするといふことは委
員会の継続性を失わせるおそれもあり
ます。ことにこの公安委員會は、
政治的に中立性を保つといふことを主
眼として設けられた委員會でございま
すから、任期のかつたときに当該の
任免権者、同意を与える国会及び地方
議會の構成のいかんによつて、どき
にかつてしまふといふことはよろしく
ないといふことで、毎年一人ずつ交代
するようにするのが、たゞいま申しま
した政治的中立性を保つといふ本旨か
ら適當であらうといふことからいたし
まして、毎年一人ずつ委員の改選を行
つて行く。この点を考へまして五人の
委員をもつて構成する場合に任期五
年、三人の場合は三年、さうして最初
の法律實施の際には、その委員のうち
で抽籤によりまして一年、二年、三
年、四年、五年、地方においては一
年、二年、三年といふ特別の任期をも
ちまして、それ以降は毎年一人ずつか
わつて行く。さうして三人のところ
は自然に三箇年、五人のところは五箇
年といふようにきめられたと承知をい
たしておるのでございます。現在の實
施の状況から考へまして、都道府縣
あるいは市町村の委員の任期の三年とい
うのも、これはどうも短かきに失する
から長くしたらうだといふ意見もあ
まり出ておりません。また中央の方
の五年も長きに失するから、従つてこれ
を短かくしたらうだといふ意見もご
ざいせんので、現行法の任期をその
まま踏襲した次第でございます。

今度の制度の改正によりまして、御
指摘のような國家公安委員會にはその
五人のほかに、さらに委員長が國務大
臣として入つて来られることになつて
おりますが、この場合に、國務大臣
の委員長と五人の委員の意見があまり
に異なる場合に摩擦が起りはしない
か、さういふ意味において、この任期
を短かくした方がよくはないかといふ
御意見のように承りましたが、この点
も一応ごもつともな御意見だと存じま
するが、しかし一面國務大臣が委員長
として入つて来られるといふことによ
りまして、この委員會がよくいわれま
す政治的に動かされるということにな
つてはいけなないではないかといふ議論
も、一方非常に強いのであります。むし
ろ國務大臣の委員長が入つて来られて
も、政治的中立性をどこまでも保つ
て行ける仕組みといふことの方が大事
なように考へますので、さういふ意味
から國家公安委員會の委員の任期は五
年の現行法の任期を踏襲した方が適當
ではなからうか、かように政府として
は考へておるのでございます。

○林(信)委員 先刻この任期の關係に
おいては附則との關連もあると申し述
べたのであります。附則において全
休いたしました。一年ごとに新たな
る委員——と申しましてこれは再選
もあり得ると思ひますがこれは再選
も、お尋ね新たな生命が入るとも
も申しました。しかしながら、委員
の一人について、各個人の人につい
て、簡単に申しまして委員長との折
合

思いますと、任期が短かきに失しますれば、あるいはそれが半ばであつたり、あるいはそれが三分の一あるいはわずかに残るということでありませう、時が解決してくれる場合が多いと思ふのであります。それが長期にわたりますと、あと五年であつたり——五年の場合にはあまりにも長く考えられませんが、四年、三年というようなことになりますると、勢いそれが次長の第九条の罷免のところにまで委員長が持ち込むというようなことも想像せられるからであります。御説のように委員長があたかも部長長のごとく、委員長が指揮命令し得るものでもなく、そうあるはずではないことはわかるのであります。これは制度の上においてそうあらねばならぬ、さようにいたして下さりましても、もと／＼感情を持つた人間のことでありますから、ときに思われない不和というようなことも想像せられるのであります。それが別の面、任期の面等において緩和することが予測せられるならば、仕合せなのでないか、こういつたことが考えられるのであります。

しかし御意見は御答弁によつて了承いたしましたから、これはこの程度にいたしまして、これに牽連いたしまするたゞいまの附則の四あるいは七に、最初に任命せられる公安委員会の委員の任期の定め方が表わつてあるのであります。そうしてその最初の委員の任期は、国家公安委員会においては内閣総理大臣が、附則の七において、都道府県の公安委員会においては都道府県知事が定める、これが明文の示しますところの字義はよくわかるのであります。ところが、実際になりました場合に、この

定める外部的なものがさらに定められれば、一層その公平さを国民は納得するのではないか、すなわちこのままのものでありませう、いわゆる内閣總理大臣あるいは都道府県知事が、もちろん自己の責任において、自己の思うままに定め得るものであります。しかも、それは、その二入であり、また、以

上、そこに何らかの感情が入り、やはり長期なるものをよしとしてしかるべき者を長期とし、しからざる者を短期となす——これは任期の問題でありますから、委員の素質、悪い言葉ですが、偏偵といつたようなものとは別であると思ひますけれども、世間の受ける印象としては、何だかそこに差等を設けられたような感じでもないではないと思う。そういたしますれば、これは単なる任命をなす者の意思のみではななく、言いかえますれば恣意、専恣にわたらないために、一回の問題ではありますけれども、やはりこれは抽籤に——一応の人が任命された任期でありますから、任期のみは抽籤によつて一年、二年、三年、あるいは四年、五年というようなことにいたしましたならば、きわめて公平であり国民の疑念を招くこともないであらう、かように思われるのでありますが、これはこの法文に明示せられるだけのもので、その後の方法等の定められるものはないのでありますから、これをお伺いいたします。

○藤澤昇(政府委員) 御疑念の点は、まことにござつともだと存じます。現行法施行の最初のときに任命されました公安委員の任期は、抽籤で定めることになっております。今度の新警察法で任命される委員の最初の任期は総理大臣

臣がきめる。なぜ現行法施行のときと今度の新警察法施行のときと任期のきめ方を異にするかという御疑念はまことにごもつともたと存じます。この理由は、私ども国家公安委員会あるいは都道府県公安委員会を通じて、都道府県公安委員会の方は市町村の自治体警察の部分も今度は入れるわけでありますから、公安委員さんがほとんど全部かわられる場合があるいは多いかともわかりませんが、国家公安委員会の方は、性格は従前と大してかわりませんので、あるいは現在の委員の方をこの新法によつて再任されるという場合が多く考えられるのではないだろうか。この現内閣によつて任命せられた公安委員の方々、ただいま五人の方々すべてが現内閣によつて、国会の同意を得て任命された方になっておりますが、この改正を行ひしても、公安委員の方々が、今まで通りの方でつくうだという政府の意向でありまするならば、そのまま再任—これはもちろん国家の同意を得るわけでありますが、その場合に抽籤になりますと、もう任期すでに四年を過ぎておる方もありますし、まだ一年を過ぎたばかりの方もあるわけであります。これを抽籤方になりましてその任期関係が非常にかわつて参りますると、もちろんこれは新法でありますから、その点はさしつかえないといへないわけですが、すでに四年任期がたつておる方が今度抽籤で五年ということになることも考えられる。一年しかたつていない方が抽籤の結果一年ということになることもありまますので、もしさような任命をされますような場合には、できるだけ今まで経過したその任期と

にらみ合せて、この新しい任期をきめていただくのが適當ではなからうか、かように考えまして、内閣総理大臣が定める、かように規定いたしましたのでございしますが、もちろん国会の同意を得ます際は、どの方是一年の方だ、どの方は二年の方だ、どの方は三年の方だ、どの方は四年の方だ、どの方だということをもちろん説明いたしまして、同意を得られる手続になつて、かように考えております。従つて国会におきまして、あるいは都道府県議会において、この人を二年にするのかかぬじやないか、この人は三年にする方がよろしいか、この人は三年にすれば、あるいは政府なり知事もそれに従ふうということにもなろうかと考えるのでございます。なお人事官の選任はやはり内閣が国会の同意を得て任命されるのでありますが、この最初の任期は内閣が定める、こうなつております。これは私がただいま御説明申しましたようにに經過的に引繼いで来ることを考えたのではなくして、新しく設ける場合にこういう規定の仕方をしなければならぬ、今度私の方でこういう規定の仕方をいたしましたのは、現在おられる公安委員がもう再任されるということとを考えまして、この方が適當であらう、こう考えた次第であります。

○林(信)委員 経過的な措置としてお考えになつておるようなことを、応へるものと考へますが、これを少しもつと下げて、私どもさらに考へてみたかと思ひます。と申しますのは、現在の公安委員会の職務がどういう事柄であるかというようなことを、率直に申しまして私たゞいふ存じません。しかし御説のようなことであつたとして、御説の通りに任期を定められればつ

参りますと、別に従来の公安委員が再任せられました場合、これ／＼だというのではないのでありますし、全然新たな委員を対象にして規定はされておりますから、御説明にありましたやうな、四年を経過いたしておりますものをさらに四年とするのも自由であります。三年のものをさらに四年とすることも、五年とすることも自由であります。実際に今お考えになつておるやうな、公平な取扱ひがそのまゝ現われなくても、この明文自体には反しない、そこで何かの都合でいわゆる白紙の立場において任期が定められるのでありますと、どういう理由でそういうことになつたのか、在来の任期を尊重して、嚴格にその後の任期が定められて参りますれば問題ないのでありますが、そうでないことも可能であります場合、さような事態も起ると思ひます。そうなりますとむしろ再任せられます諸君が拙識の上において損得はあるのかないのか存じませんが、必ずしもそういう任期を尊重あるいは参考にせられたものにならなくても、これはいわゆる運命の定むるところでまたあきらめもありましょうし、不服もないわけであります。かような点について、この点にさらに私に検討を試みたいと思つておるのであります。しかし特段の重ねての御答覆を要求いたそうとは存じません。

続いて次の条文の第九條に移りたいと思います。九條に申すまでもなく委員の失職及び罷免に関する規定であります。そのうち第二項であります。いまでも朗読いたすまでもございませんけれども「内閣総理大臣は、委員が心

身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができ、という条文であります。この前段であります心身の故障のため職務の執行ができないと認めるような場合これを罷免するということが妥当であることは争いありません。また続いて委員に職務上の義務違反のありまする場合もおよそ異論がないと思ひます。その後に続きます「その他の委員たるに適しない非行」、これはこの法案の条文だけでなくよく人事に関する法案については似たり寄つたりの文字が現れて来る場合が多いのであります。きわめて抽象的な言葉に相対しております。そこで具体的な事象に對しては、それがはたしてどのような言葉に當るのかいかにについてトブルの起る場合が多いように思ひます。あります。そこでお尋ねしておきたいと思ひます。それは、委員たるに適しない非行とは大よそいかなる行いを御想定になつておりますか、もちろん先刻申しておりますような異論のない場合を除いた、委員たるものの適当でない行いであることがわかるやや具体的にその非行を想定せられるものを、お示し願ひたいと思ひます。なおこの点については、この字句の点についてどうもかと思ひます。表現の点についてきまして、へりくつかも知れませんが、あるいはひがんだ見方かも知れませんが、委員たるに適しない非行といひますと、委員たるに適した非行とさへあるかのような印象を受ける、これはそんなことがあり得ようわけはな

いのでありますけれども、何かもう少しどうかした表現もできないものかと思ひます。これはつけたりいたしましても、前段申し上げる委員たるに適しない非行とは具体的に、おおよそどういふ程度のもので想定せられておりますかを伺ひたいのであります。○鹽澤(男)政府委員 具体的にとおつしやいいますとこれは非常にむずかしいと思ひますが、常識的に考えましても、いかに公安委員としてふさわしくない、社会一般から指弾をされるような非行があつた場合、抽象的に申しますと、かような場合だと思ひます。また、この委員は積極的な政治活動をしてはいけないうのは法律に書いてございします。現行法にはその点に明かになつておりませんが、今度の法律ではその点を明らかにいたしてあります。これが書いてありましてあります。でも、公安委員の性格といたしまして政治的に中立性を保つて警察を管理をして行くという職務であります。それから、積極的な政治活動をやらせるから、積極的な政治活動をやらせるあるいは選挙運動をやらせる、これが禁錮以上の刑に処せられれば当然失格であります。そういう場合であります。禁錮以上の刑に処せられれば、それがないでも、そういう事実がはつきりするといふ場合には、やはり委員たるに適しない非行、こう言わざるを得ないわけでございます。私行上いかにわしいことがあつた場合はどうかという問題があらうと存じますが、やはり委員も公務員でございます。しかも監督の地位に立つ公務員でありますから、われ／＼官吏あるいは公吏としてふさわしくない私上の非行といふ場合

もこれに當る、かように考えるのでございします。○林(信)委員 答えのようにこの規定の文言はきわめて抽象的であり、たゞ、やや具体的の場合の予想が説明困難であらうと思ひます。そこでこの法文も御苦心があつて、單なる「非行」と言わずして、「委員たるに適しない」と言つて、一般的には非行と言われるものでも、委員たるに適しないとは、言えない非行、言いかえますれば、委員たるには過する非行もあり得るわけなんでありま。その境界といつたようなものを考えなければならぬのですから、これは実際今予想せられましたものをあげていただくことは困難でありましよう。その説明を言いかえますれば、また抽象的に、いわゆる社会通念によつてその實際の場合を決定しなければならぬ、あるいは社会通念に照し、委員たるの使命に照して、説明をさらに抽象的な語をもつてするのほかに、存じますが、これは實例が現われて参ります。これは基準にもなつて来ようかと思ひます。従来例も多々あると思ひます。せんが、実例等もありまして、これよりおのずから抽出せられたる大體の基準が予想されておられます。具体的の場合にあつて、大いに参考とせられるのではないか、こう思つてお尋ねをいたしてみた次第であります。

それが次ぎまして、先刻長官より、公安委員は政治活動ができない、それをやつて禁錮以上の刑に処せられたら失格するのだという説明がありました。が、これは明らかであると思ひます。が、政治活動をやつて、その処罰を受けなかつたような場合は、第九條二項の「職務上の義務違反」のうちに入る、おそろく「その他委員たるに適しない非行」という部類でなく、義務違反に當るであらうと思ひます。さうな解釈の上に立ちまして、第十條の第三項の直接その旨を規定いたしましたその条文の字句についてお尋ねをいたすのであります。ただいまお尋ねいたしました第九條の「委員たるに適しない非行」云々等のことは、都道府県の委員会についても同断でありまして、またたいたいまお尋ねをいたしておる第十條第三項の關係におきましても、都道府県の關係においても同様の規定がなされてゐるところであります。ですから、かなり広い範圍に影響を及ぼす問題であると思ひます。すなわち第十條第三項「委員は、又党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的な政治運動をしてはならない」とこの前段はきわめて限られたることであり、明瞭であります。後段は「積極的な政治運動をしてはならない」とあります。このことはさかきように簡単にではないと思ひます。先ほどお述べになりましたような単なる政治運動を規制してゐるのではなくて、「積極的な政治運動をしてはならない」といふのであります。この「積極的な政治運動」の「政治運動」といふこともかなり抽象的であり、広いと存じますが、これはおおよそ社会通念上わかつて思つておりますが、この「積極的な」に至りましては、さらに抽象的な字句に相なるものであります。これは具体的な事例をもつて御説明を願ひ得るのではないかと。どういふところよりこの「積極的な政治運動をしてはならない」といふ規定が設けられるに至つたのでありましようか、そのお考え、その字句の具体性といつたようなものについてお伺ひをする次第であります。

○鹽澤(男)政府委員 この条文を特に入れましたのは、先ほど申しますように、公安委員はできるだけ政治的に中立性を保つて行くということが必要であるわけでありま。現行法では普通の公務員と同じようにいろいろ左点を規制されてゐるのであります。が、特公務員法をすつと準用いたしてあります。が、この場合に特別職でありま。普通公務員とは結構なちがひが、いじやないかという議論もあつて、政治団体の役員、積極的な政治運動をしてはいけないという点につきましては、これは人事官あるいは公正取引委員でありますとか、あるいは裁判官とか、それに準じて規定をいたしたのであります。裁判官あるいは人事官、公正取引委員の委員の性格と大體同様でありますから、その規定の仕方をごとつたのであります。

○林(信)委員 「積極的な政治運動」と言つておりますから、これは選挙に限つていないことはよくわかりま。しかし選挙の場合が、一番關係が多いかと思ひますが、委員たる人が他人の選挙を応援いたします場合に、出納責任者など資格の明瞭な立場において選挙運動をいたすような場合はきわめて明瞭であると思ひますが、これがさうな資格を有せず隠れて応援をしておる、しかし實際上だれが見てもその応援を熱心にやつておると認められるような場合はこの中に入るのであります

か。あるいは国家公安委員及び都道府県公安委員あるいはその他の委員等が、自己において立候補いたしました選挙運動をすることはどうなるのでありましょうか。立候補が許されていないのであるまいか、その辺もほんとうに知りませんかお伺いしたい。

○齋藤(昇)政府委員 公安委員の選挙運動は、公職選挙法によりまして一切禁止をされております。従いまして、他人の選挙運動をいたすことはもちろんであります。自分が立候補いたしました選挙運動をしようと思えば、公安委員をやめてからでなければなりません。公安委員であつて選挙運動をやりますと、公職選挙法にも抵触する、かように考えております。

○林(信)委員 そうじやないかと思つておりましたが、さつき長官は、選挙運動をやつて、選挙違反で禁錮以上になつていふ云々とおつしやつて、何か選挙運動ができそうに承つたのであります。選挙運動を除外いたしましたその他の政治運動ということになりましたと、一番うるさいのは積極的という言葉をいうのですが、積極的でない政治運動というのとはどんなものでありましょうか。積極的の字義、事新しいことではないかもしれませんが、この際承つておきたい。

○齋藤(昇)政府委員 これは政治運動というものの、一休積極的でない政治運動があるかということにもなるうと思つております。たとえば政党内閣になつておられますことはさしかえがない。そこで政党内閣として政治的な見解を普通の状態に述べることは支障がない。むしろ自分の意思である政治運動を積極的に行こうというよう

な場合にはこれに触れる、かように解釈いたします。

○林(信)委員 次は二十九条の皇宮警察関係であります。「警察官に、皇宮警察本部を附置する」というこの制度を、二十九年第四項の「皇宮警察学校」(国家の各級の組織状態を思いま)と、特殊な場合でありますから特殊な教育をするということもわかるのであります。しかしながら、警察官はどこまでも警察官なんですから、その警察官に對しまして皇宮警察学校というところで特殊な教育をいたします。さうな場合に、何だか毛色の違つたような別種のものになつてしまふ危険はないか。皇宮警察学校においても一般警察官の教養と同様の教育はもちろやるんだ、そうして万一の場合の相互応援などについても一緒にやるのだといつてしまふと格別ですけれども、私はかようにしなかつて、警察学校といつたようなものは、その他のものとものにやつて、むしろ一般警察官たるの教養を主体にして、皇宮警察官たるの教養を主体にして、その配置に服したり、自然に習熟することによつて足りるのではないか、いかなる場合におきまして、まず警察官たるの教養を与えて、しつこくして後にその人物が皇宮警察官として適当であるかどうかという選挙を行ひましてこれを配置する方が妥當であつて、かように皇宮警察学校において特殊なものを養成するといつたようなことは妥當でないように思うのですが、従来の事情を御存じの長官においてはどういふふうにお考えになつておられますか、一応伺つておきたい。

い。○齋藤(昇)政府委員 一応ごもつともにも存するのでございしますが、御承知のように、各都道府県はそれ／＼警察学校を持つて、警察官の初任教養あるいは現任教養をやつてゐるわけでありまして、皇宮警察はやはり一つの都道府県警察に該當するような単位でございまして、護衛官としての皇宮警察の職員は約千名ほどの単位でございす。従いまして、小さな府県の一つにも該當するくらいな単位になつております。しかし、ただいまもおつしやいます。皇宮警察の護衛官は警察官ではありませんが、警察官と密接に連絡をし、共同作業をする場合も多いのであります。また基本教養、基本訓練も警察官と同様の面が非常に多いのでございす。従いまして、現在では皇宮警察の護衛官の初任教養は、一定期間東京府の警察学校に入れた共同教養をいたします。他の半分は、その期間は皇宮警察学校で、皇宮護衛官として必要な教養をいたしておるのであります。なおまた、すでに皇宮護衛官として配置された護衛官に對しまして、時々必要な現任教養を施す必要もあつたので、府県警察が警察学校を持つておられますと同様に、皇宮警察も警察学校を持つことが必要だと考えておるのであります。これは歴史的にも、御承知のように従来から警察学校を皇宮の方も持つておる次第でありますので、この法律におきましては、現在の状態をそのまま引継いだ次第でございす。しかし、ただいま御指摘のように、一般警察とかけ離れたものになつてしまつたように十分配慮をいたしておる次第でございす。

第でございす。

○林(信)委員 それも私はいさし検討を試みたいといふ存じますが、この程度にいたします。

次は五十九条であります。「都道府県公安委員会は、警察官又は他の都道府県警察に對して援助の要求をする」とございす。公安委員会が援助を求めるといふのは、公安委員会自体の職務範囲というふうなものでなく、この法文の示すものは、やはり警察官相互の援助ではないかと思つております。同条第三項によりまして、「援助の要求により派遣された警察官又は都道府県警察の警察官」とあるので、その意味に理解しております。しかし、こゝういふ援助とは一休いかなる場合が想定されるのであります。か、申しますのは、警察官が相互に援助をほし、と思ひます。これは、たとえば犯罪の鎮圧、捜査あるいは被疑者の逮捕等の場合であらうと存じます。それは六十条に特段の規定がなされておる場合、あるいは現行犯人の逮捕の場合、あるいはその地域を問わないこと、これは刑事訴訟法の規定の趣旨よりいたしまして当然であります。このわれ／＼に配付せられたものは、刑事訴訟法の法律の表示はもどしすなわち括弧が落ちておりますが、これはもどしとして理解しておるのであります。次に第六十五条の場合、移動警察がその管轄区域といふものをそれ自体の性質において持たないこともわかました場合は、第七十条以下において適切な規定が設けられんとしておるのでありますから、それ以外の場合の援助の要求といふことに相なつて来ると

思ひます。それ以外の援助の要求を必要とした場合は一休どういふ場合が想定せられるのであります。か、お伺いしたい。

○齋藤(昇)政府委員 御意見のように、警察官は相互に援助を合はなければならぬことは当然のことでございます。しかしながら警察官が警察官としての職権行使をいたしましたのは、ただいまおあげになりましたように、原則としては当該都道府県の区域内に、しかし当該都道府県の区域内に關連した犯罪の被疑者を逮捕する場合に、他の管轄区域に出て行つても逮捕ができる。第六十五条のような移動警察につきましては、關係都道府県警察で協議をし、その協議の範囲内において自分の府県の区域でない他の府県の区域においても職権の行使ができるというこゝになつておるのであります。か、さうでない場合、たとえば大きな騒擾事件が起つたあるいは予想される、あるいは警備に警察官の手が不足であるという場合に、他府県の警察官の応援を求め、その場合にこの規定がございせんか、応援に参りました他府県の警察官は、なるほど現行犯は逮捕できますが、これらに關連をいたします事件の強制捜査、取調べといふものは、五十九条の規定によつて正式に応援された場合でなければならぬのでございす。従いましてそれができまうように、特に規定を置いた次第でございす。この五十九条の場合におきましては、その派遣された都道府県内におきましてはその都道府県公安委員会の管理のもとにおいて警察官としての職権の行使ができるのであります。さういたしません場合は、現

第でございす。

○林(信)委員 それも私はいさし検討を試みたいといふ存じますが、この程度にいたします。

を殺つて凶悪な犯罪を行うというより、
な事例もしばしばあつたようでありま
す。これが少い数の限られた者に特に
選んで携帯せしめずならば、この危
険はそれだけ少くなつて来る。数の多
いということは、その間に自然にゆた
んというものが露呈せられ、やはりこ

それは思わざる事態を引起す大きな要因になろうかと思つたのであります。しかしそういう観点から一応その建前になつておるといたしますれば、さらにこれを私の研究課題にいたしたいと存するのであります。

さらに最後に一点お尋ねしますが、先刻来ちよつと触れておりました緊急事態の特別の措置として第七十条以下の規定であります。それは、およそはわかるのであります。が、かような緊急事態の発生いたしました場合には、多くの場合、保安隊との連繫をとつてやる、保安隊の出勤を促すというような事態が多いかと思ひます。これはそれだけの立場において動くことができるのであります。しようが、その間に密接な連繫を持た

片法の六十四条、あるいは六十七條等
には見えるのでありますが、この警察
法には法文として表わされたものがな
いように思ふのです。この点はやは
り、かれにそのための規定がありま
すならば、われにもまたそのための規
定があつてしかるべきではないかと思
ふのであります。これは当然の事理と
して、そうわきまえておればいいもの
であります。あるいは私の考へによ
りますがごとく、やはり一つの条章を
もつてさような場合を規定いたしてお
くべきではないかと思うのですが、ど

ういうお考えですか伺いたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 これ御指摘の通り、緊急事態の場合には、多くは保安隊の出動を要する場合があると思ひます。保安隊の出動の場合に、警察との関係が、条文化せられておる点がございしますことも事実であります。これは一つは保安隊が設けられるに至つた経緯とも関係があると思ひます。国内の治安は、原則として普通警察が行う、警察の力の及ばない場合に保安隊が出動するといふ建前をとつております。従つて力に及ばない場合に、保安隊が出動する場合に、あるいは知事の要請、あるいは警察からの事実上の要請として、あるいは保安隊の方で必要があると思つた場合に、警察の方はどう思つてゐるかといふことを保安隊の方から聞いてもらつて、そして出動するといふ形になつておるのでございします。原則として警察が治安の維持に當る、例外的に、その力の及ばぬときに保安隊が出るといふ建前をとつております。関係から、条文といたしましてこの緊急事態の布告をする場合に保安隊と相談をするといふような規定が入つていないのであります。この緊急事態の特別措置と申しますのは、ただ警察の運営を全国的に総理大臣が統制をするといふ効果を発生するのでありまして、警察の普通の運営方法では事態が処理できないといふ場合の規定であります。従つて實際上保安隊の出動する場合が考えられるのでありますけれども、保安隊の出動といふことと無関係にこの緊急事態の布告をし、そして総理大臣が警察を統制して事態に対処す

るということだけを規定しております。関係上、保安隊の点が明文上に出て来ておらぬのでございします。御意見のように、實際上の場合に、保安隊法の規定によつて保安隊が出動いたしました場合には、事実上その活動等につきましては保安隊と緊密な連絡をとる。またいかに保安隊と警察が協力をして活動して行くかといふことは、これは保安隊と警察の方と事前に打合せをし、大体こういう場合にこういううに協力をして行くかといふきめ方をいたしておるのでございします。実際の場合には必ずしもきめ方と存じますが、おそらく実際の場合には、保安隊の指揮者と警察の指揮者の責任者とが絶えず密接に連絡しながらやつて行かなくてはならぬと思つておるのでございします。

○林(信)委員 お答えを聞いております。保安隊との関連の規定は必要でないと言われながら、何だか語に落ちたような必要のあるようなお答えのようにうかがわれます。御説明のように保安隊の出動は、警察官が活動してなお足らざる場合に想定せられて行動を起すという程度のことであらうことはわかるのであります。警察力をもつてしてということでありまして、警察力をもつてしては鎮圧その他適当でない、力足らず、こう考えました場合は、基礎になるものは警察でありますから、その警察の方から出動を要請する場合がむしろ原則的のもので、保安隊出で、しつこくして警察力の応援を求めるといふようなことは普通でない。でありますから、これはむしろ警察法に出動要請の規定をあげ、

そうしてその後相互緊密なる連絡をとつて行動することの場合の規定があることが適當である。お答えを聞いておりまして、むしろその必要性をこそうかがわれますけれども、そうでないような御説明には実は受取れないのであります。実際の運営において、お説のように緊密な連絡をとつてやる。これは規定のあるなしにかかわらず、当然おやりになることはわかるのであります。やはり建前として、さような場合の規定が一応設けらるべきではないかと思つたのであります。ただいまのお答えでは少し納得しおのけいいたします。

○齋藤(昇)政府委員 ただいまの御意見は、自衛隊の出動いたしましたのは、一般の警察力をもつてして治安の維持ができない場合に自衛隊から自衛隊の方に、自分の方が足らぬから出動してくれ、こういう建前になるのが當然である。しかしさういふ関係を警察法に明記しておくべきではないかという御意見だと存じますが、この点も御意見としては一応ごもつとも存じますが、しかしまたひとつものに考へてみますと、自衛隊といふものは、それ自身においてやはり警察力が及ばぬといふ場合には自分から飛び出して行けるんだという使命も全然ないとはいへないわけではございします。そこで警察法でこの事態に対処できるかできないかといふことをだれが認定するかという問題にならうと思つたのであります。それを警察の認定にかからしめることは、りくつとしては一応さういうりくつも立つわけではあります。

それはたしてどうであらうか、やはり自衛隊として、間接侵略その他これに近いような場合には、これは自衛隊が出なければ行けないのだという判断を自衛隊がみずからやる、しかしそれは無関係にかつては困るから、そこで国家公安委員会と緊密な連絡をとつて出る。知事が要請する場合も、都道府県の公安委員会と協議の上で自衛隊に出してくれといふことを要請するといふように、自衛隊法で規定したものであります。私は考へ方といひました。やはり自衛隊の出動は、自衛隊が警察の方から要求がなければ出ないのだといふことはつきり必要と思つた場合には出るのだ。しかしその場合には国会その他の対して、いふ／＼自衛隊法でその場合の規定をいたしておりますが、自衛隊側の方も同じく同様の総理大臣であります。自衛隊の見地に立つた総理大臣が、警察の見地に聞きたら出動の可否を決定されるという方がやはりいいのではないか、かように考へておるのでございします。むしろ警察側から言うならば、この自衛隊の出動は、警察が参つたといふときでなければ出て行けないといふ行き方も一つの行き方であらうと思ひます。つまり従前の警察とそれから保安隊との関係ですが、今度の新警察法と自衛隊法との関係といふものは、これも一つの行き方であり、この方がいいのではなからうか、私は政府委員といたしまして、また個人的な意見あるいは警察の責任者として考へてみましても、現在の警察法と自衛隊法における出動関係のきめ方に、この

方がいいのではないかと考へております。もちろん林委員のおつしやいふような御意見も、十分理由のあることだと考へておる次第でございします。○林(信)委員 お答えを承つておりまして、大体必要性のあることはお認めになるようであります。それを警察法に規定して明文とすることの要不要の点については、なお意見を異にするようであります。お答えにありましたように、警察から言わなければ自衛隊は出動しない、自衛隊といふ言葉で言つてよろしいかと思つたのであります。さういふ自衛隊が警察の要求によらなければ発動しないといふようなことでなくて、発動すること自衛隊においてもよろしいかと思つたのであります。何ともいへないまでも非常事態の實際事情というものは、自衛隊よりこれは警察がエキスパートであり、ヴェテランであるわけでありまして、そのよく事情のわかる者より一応その事情を知らしめる意味におきまして、やはり発動を促すといふ形が法制化されて、明文となつてゐることの方が妥當であるのであります。その専門家であられます長官において、自信を持つてこれによろしいと言われ、これにおいて一応の御信頼をいたします。が、事は規定の有無の問題でありまして、さういふこれが根本の問題でもないと思ひますから、さらに御考慮を願つておきたいと存じます。

次いでいふ一点、根本的な問題とでも申します。この警察法の全面的な改正をなされて、いわゆる自治体警察といふものが一本化される。決して府県に持つて行つたところで自治体警察の本質をなくしたものでないといふ

いうような政府の御説明であつたと思つております。それはどういふ理由から改められなければならないのかも、およそ御説明を承つて来たところでありませう。必ずしも重複はいさなものであります。この点は意見の相違として、この点は議論が尽されて参つたようでありませう。私はこの点にあらためて触れません。ただ牽連して考へておられるところ、伺いたいと思つておられるところは、一本化するといふことも、その単位を府県に置きまして、府県単位とせられた考へ方は、おそらくこれは従来の地方公共団体の府県としてのその単位を、あるがままにお認めになつたものだと思つておられます。どこまでもこれは實際を基調としたもので、いわば、言葉は適當でないかもしれせんが、便宜この単位によられたと言つても過言ではないと思つておられます。警察の面においてその単位を府県とするところが、その原理原則において、微動だもなし得ないといふわけのものでないと思つておられます。便宜府県をもつて適當であると考えられるのでありまして、もちろんその考へられるところにはよりどころがありませうけれども、そういう、私の考へておられるように、一つの便宜の単位といたしましてならば、それは府県にとどまらず、過渡的な關係からいたしまして、急速に広範の単位制といたしましては、ややその中間的なものにとりまして、これも全然新たな見解ではないので、ある一部の者において検討し、その結論を出したこともあり、お耳にも入つてゐると存じますが、その中間的なものとして、かなり人口多き都市この

場合においては十五万以上を擁する都市のごときはやはり一つの単位として考へる。都道府県に比較いたしますれば、その数が多くなるのはなるといたしまして、現在のごとき自治体警察の数の比較いたしますれば非常に集約いたされませう。これらのものも、ある都市におきましては府県とかわらないほどの行政組織力を持つてゐるといふことが、ほうふつたるものがあるのではありません。これは漸進主義よりいたしまして、その辺で線を引いて単位をお求めになりますれば、率直に申しまして、今政治問題になつておるような自治体警察廃止、国家警察になつちやつた、警察國家の再現だといつたようなべらぼうな強い反響を受けなくとも、スムーズに行けるのではないかと、この法案自体がさうなことになるのではないのは當然でありますから、お尋ねするのであります。これに政府においてはもう御考慮の余地はないのであります。あるいは考へておられるのであります。あつたか。あつたか。今日この場合の長官の御意見をこの際伺ひたいのであります。

○齋藤(昇)政府委員 警察の単位を考へます場合に、二つの重要な要件があると思つておられます。一つは、警察の単位が警察事務を処理するのに十分な能力を持ち得る単位であるかどうかといふことであります。一つはその単位がいわゆる犯罪の構成地域といふか、区域と申しますか、それにマッチする、そういう区域を所轄するかどうかといふ二つの問題だと思つておられます。前者の方から考へますと、たゞいまお述べになりました大都市の警察というものは、警察力として非常に強く完備した警察でございます。しかしながら他の警察の仕事の対象になります犯罪関係という点を考へますと、その犯罪関係が密接な地域は一つの区域にしようといふことが、これまた警察の事務処理上重要な事柄でございます。極端に申しますならば、たとへば東京都の現在の警察庁、あの二万数千も持つた警察、これを二つに分けても、警察力としては、大きいのであります。この都内においては二十三区、その区域を二つに分ければ、この間の警察の仕事がいかにやりにくいことかといふことは申すまでもなく明瞭であるわけでございます。同様な意味におきまして、現在の大都市、それからその周辺というものが昼間と夜間、その人の出入りという点から見ても、十数万あるいは数十万の人間がその都市の市内と市外の間を往復をいたして、従つてまた犯罪関係から見ても、この大都市の区域と区域外というものは治安対象としては一体であります。従ひまして大都市を一つの警察単位として認めますと、その周辺との間における警察事務の処理が非常に煩雜であり、非効率であり、不便を来すわけでありませう。さういふ意味から、ことに今回の警察法の改正の理由の中に、国民の負担をできるだけ少くして、経費を少くして、そして目的の達成せられるようにという意味も含んでおられますので、これを都市との周辺と二つの単位に分けることによりまして、経費も非常に少くかかつて、人手も少くかかつて、能率が悪くて警察事務の処理が煩雜になる、かようなことからいたしまして、政府といたしましては警察の単位は府県一本が最も適當である、かように考へておる次第であります。

○林(信)委員 先刻から申しておりましたように、警察の一本化といふ問題が責任の所在を確立し、あるいは警察力の能率化といふような面について、ブラスであることをねらつておられます。要は警察力の能率化といふものと、本来自治体警察の持つておりました、すでに実績となつておる警察の民主化といふ問題との兼ね合いが常に議論になつておるのであります。この議論のことは冒頭に申し上げましたように、これは簡単にいふことがいづれを潜伏してしまふことも困難な問題のようにも存じます。いふ言ひをすれば、私のごときも自治体警察が既に民主化せられて、その地方に親しまれ、その効果をあげておることを私自身も承認するのであります。しかし他面能率の点におきまして、あるいは責任の所在の面において何とか適切な措置がなされなければならぬこともまた加へて思つておられます。これがこの法案のようにな形でなければならぬのか、さうでなくて自治体警察を存置しながらなおそれができないのか、これが私はこのたびの警察制度改正の一番重要な点であらうと考へておるのであります。しかし先刻私が伺つておられるのは、自治体警察を従来のままに置かずして、従来の国家警察に併合して、この法案に示しますような一本化がなされるところで、都道府県を最下位の単位にするか、いまだ少くその範圍を狭くする、府県内の重要な都市、人口の面から申しますれば、二十万とかある

いは十五万、十萬、その面はまた別に検討いたしたいとして、それを掲げることも、この過渡的な場合においては必要ではないかといふ点についてお伺ひしておるのであります。言いかえすれば、府県の警察をつくりまして、やはり先刻お話のように、府県の中に大都市を持ちますものは、大都市と府県と並び設けられると、その間に不便がある。これはまた同様、一つの単位のものにしない限りは、府県と府県との間の連繫といふものは、やはり不便がある。その不便はこの法案では絶対にはなくし得ない。その不便をどこかでコントロールして行かなければいけないのですから、その方法を考へますならば、いまだ少く掲げて、府県相互においてその連繫がとられればとれますように、もう少し掲げて、その面に留意して参りますならば、その単位の擴張といふことは考へられない問題ではない。政治的に考へまして、ここでもさういふことも、この形が動かせないといふことで、非常に反響を受けておると言つてはどうかと思つておられます。とにかく強い反対があるのです。その反対を緩和しながらとにかく政府の庶幾しておるような方向に向つて参りますには、私の申しておられますようなその単位の擴張といふことは、この際きめて適當ではないかと思つておられるので、全然これは動かせない原理、原則である、そんな便宜性ではないかといふのだ、こういうことであるのか、あるいは考へ方としては考へられるがさうであるといふのか、その辺のものと適切な考へを兼ねてお伺ひしたいのであります。

○齋藤(昇)政府委員 御意見のところが

はまことによくわかるのでござい
す。われ／＼といたしても、警察の
民主化、市町村民に親しまれやすい警
察、これは最も肝要なことだと思つて
おるのでございす。そういう意味か
らできるだけ自治体と関連を持つた警
察、あるいは完全な自治体の警察とい
うことが非常に肝要だと考えておるの
でございす。ただいまお述べになり
ました大都市については、これはその
単位を別にした方がい／＼な政治的
考慮からして望ましいではないかとい
う御意見もございす。そしてまた府県単位をと
つた場合においても、府県と府県の間
の連絡の不便というものは同じじやな
いか、しからば大都市を別にいたしま
しても、その不便さは若干ふえるだけ
ではないか、かような御意見であつた
と拝聴いたしましたのでございす。こ
の点はその府県間の警察の犯罪対象の
緊密さというものと、大都市とその周
辺というものは、これは比較にはなら
ないでございす。今日犯罪上また
治安上一番肝要なのが首都及び大都市
でございす。その肝要な大都市の治
安、犯罪というものは、この周辺とま
つた密接不可分であるわけござい
す。府県間の関連とは、これはもう
質が違ふくらいにその関連が違ふわけ
でございす。もちろん大阪と兵庫、
ことに尼崎との間とか、あるいは神奈
川と東京との間とか、あるいはこれは
非常に密接な関係がございす。しか
し何といつても大都市とその府県内の
周辺というものは、どちらかといへば、
これはその治安対象としては犯罪面か
らいうと、一元的に行われる区域なので
あります。各国の例を見ましても、た

とえばイギリスのごときもロンドン警
察が——これは国の警察になつており
ますが、これはロンドン市の区域を越
えて広い区域になつております。自治
体の市の区域よりも広い区域になつて
おります。一番大事なことについて
て、さらにその犯罪の関連で警察の区
域と一体にしなければならぬ。その区
域を越えても扱めて行くというのが今
日の実情でございす。われ／＼とい
たしましては、治安面、警察面という
面から考えまして、どうしても警察自
身の警察運営の単位としましては、周
辺の区域も入れた単位にしたい。た
たいというのがわれ／＼政府側の切
なる希望でございす。ただこの一つの
単位の警察をさらに広い意味で運営を
する最高の機関、あるいは運営方法と
いう面につきましては、あるいは何
らかのくふうがあるのじやなからうか
ということも考えておるのでありま
す。実動部隊の区域は犯罪対象の緊密
なところはそれだけ狭めてやりたい、
いわゆる市の区域に限定してやりたい、
よりも広い区域を一元的に運営でき
る、そういう実動の警察の組織単位に
してやりたい。その実動の警察組織
単位と自治体の関係をどう結びつける
か、府県の区域であれば、これは府県
の自治体に結びつけるのが当然だとい
うことも相なるわけございす。また
が、たゞいまおつしやいました大都市
については、府県だけでなしにその市
の意見も何らか参酌されて運用される
ような方法が全然ないかどうか、さら
にこれは検討を加えられて、もし適切
な方法があるならばそういうものによ
ることも一つの方法であらうかと考え
ます。しかし政府といたしましては、

いろ／＼考えましたあげく、とにかく
警察運営の面から見ても原案が一番望
ましいし、また府県という自治体と関
連を持たせ、その府県の自治体警察と
いう形をとるならば民主的な運営とい
うものは保証されるから、これでけつ
こうではなからうかという意見で提案
をいたしました次第であります。
○林(信)委員 お話を聞いておりまし
ても、率直に申し上げて私も納
得ができません。御説明にありま
る大都市とその周辺というものを区別す
ることの不便を強調せられますが、私
の言つておりますのは、大都市とその
周辺といったものでなくて、地方府県
のむしろ中都市の警察をある人口限度
で線を引きまして設けることが可能で
はないか、それが適切ではないかとい
う前提に立つてお伺いをしていただく
のであります。お話のようになるとそ
の運籌を保つ面が少い点から参ります
ならば、府県単位はそれだけ少いの
であります。これを切り下げて大都市
はもちろん、中都市のある線まで、た
えば先刻から申し上げておりますよ
うな十五万以上の都市について地方警
察単位を設けるということになります
と、その接面がふえて来ることはこ
れは事実であります。また他面から参
りますと、ただ広く大きいばかりがい
いとも言いかねるのです。地方民の便
宜から参りますと、広いばかりが必ず
しも便宜でないと思ふのです。広いば
かりが便宜だという原則をここに打立
てるとしますならば、府県単位より
はあるいは九州、中国、近畿、あるい
は關東、北陸、東北、北海道、こうい
つたような単位まで持つて参りますれ
ば、さらに単位は縮小せられまして、

その単位と単位間の接面は少くなつ
て来るわけでありす。といひまして
もそれは大き過ぎる、どの辺が適当で
あるかは、結局はまた意見の差に落ち
てしまふのでございす。これ以上議論
めいたことを申し上げるのではないの
ですが、繰返すようでありすけれど
も、いざ実際に即した単位なんであ
りますから、実際の政治的な事情から
思ひまして、漸進主義で、急激な単
位の切上げということではなくて、そ
の中間のことを考えてみることも、これ
はこの案の成立の上におきまして、広
く国家のために重要なことではない
か、こう考えてお尋ねをしておる次第
であります。が、およそ政府のお答え
はわかりました。従ひまして、私はこ
れ以上のことをこの際お伺いしませ
ん。もちろん議論もいたしません。本
日はこの程度にとどめておきまして、
なお適当な機会に適當な材料によつ
て、あるいはお答えをお求めすること
にいたしたい、かように考えまして私
の質問は一応打ち切ります。
○小林委員 それでは本件に対する
午前中の會議はこの程度にとどめてお
きます。
○小林委員長 次に外国人登録法の一
部を改正する法律案を議題といたしま
す。
本案に対する御質疑はございせん
か——御質疑がなければ本案に対する
質疑はこれをもって終局いたします。
この際お諮りいたします。本案は討
論に付すべきであります。討論はこ
れを省略し、ただちに採決いたしたい
と存じますが御異議はありせんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 御異議ないものと認
め、討論はこれを省略し、ただちに採
決を行います。
外国人登録法の一部を改正する法律
案に賛成の諸君の御起立を求めます。
〔議員起立〕
○小林委員長 起立議員。よつて本案
は原案の通り可決すべきものと決ま
した。
この際お諮りいたします。ただいま
可決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員
長に御一任願いたいと存じますが、御
異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○小林委員長 御異議ないものと認
め、さようとはからいます。
それでは午後一時半から再開するこ
ととし、しばらく休憩いたします。
午後一時五十三分休憩
〔休憩後は開会に至らなかつた〕
〔参照〕
外国人登録法の一部を改正する法律
案(内閣提出、参議院送付)に關す
る報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕